

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間は、厚生年金保険から国民年金への切替時期であり、国民年金保険料の納付書が早く届いたので妻と驚いたことを記憶している。

私は、妻の保険料と一緒に自身の保険料を納付してきたにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号総括払出簿及び国民年金受付処理簿により、昭和 53 年 7 月 24 日頃に払い出されたことが確認でき、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄に「昭和 52 年 5 月 1 日、強」と記載されおり、当該払出時点において申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、28万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月21日から同年11月7日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることがわかった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は19万円で記録されているが、私は、申立期間のうち、一部期間については給与明細書を所持しており、当該明細書において、各月28万5,000円の給与が支給され、支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成20年4月21日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、申立人が主張する28万円と記録されていたところ、同年7月31日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である同年4月21日に遡って訂正処理が行われ、19万円に引き下げられたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成20年5月分から同年9月分までの給与明細書において、申立人の給与から、同年4月分から同年8月分までの厚生年金保険料が控除され、その控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額28万円と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A社において、申立人のほかに平成20年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる1人についても、同年7月31日付けで、同年4月の資格取得時に遡って標準報酬月額

が引き下げられたことが確認できるほか、申立期間中に、同社において厚生年金保険に加入していた他の被保険者3人についても、その標準報酬月額が同年8月1日付けの処理により、19年10月1日に遡って引き下げられたことが確認できる。

加えて、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票から、同社は、平成19年以降厚生年金保険料を滞納しており、申立期間当時、事業主及び同社の経理担当者が滞納保険料の納付方法について社会保険事務所と相談していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成20年7月31日付けで行われた標準報酬月額の訂正は、事実即したものと考えるのが難しく、申立人について同年4月21日に遡って訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年4月21日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成20年9月1日から同年11月7日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録において、同年9月2日付けの定時決定により、19万円と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、申立人が所持する給与明細書において、申立人に対して28万5,000円の給与が支給されていたことが確認できることに加え、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納し、事業主及び同社の経理担当者が滞納保険料の納付方法について社会保険事務所と相談していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年11月7日までの標準報酬月額の記録については、上記の有効な取得時報酬訂正とは認められない訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、同年9月2日付けの定時決定に係る処理は有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年9月1日から同年11月7日までの標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和44年12月1日から45年4月1日までの期間、48年7月1日から同年10月1日までの期間及び50年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、44年12月から45年3月までは4万2,000円、48年7月から同年9月までは9万8,000円、50年1月から同年3月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を111万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から58年10月1日まで
② 平成15年12月12日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が、当時、私に支給されていた給与額よりも低額で記録されていること、及び申立期間②の標準賞与額に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①については、私が所持する給与明細書により、国（厚生労働省）の記録上の標準報酬月額より高額の給与が支給されていることが確認できる。

また、申立期間②については、私は、A社からの給与が振り込まれていた銀行口座の預金通帳を所持しており、申立期間②において、同社から賞与が支給されていることが確認できる。

調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②の賞与額を年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書から、申立人の申立期間①のうち、昭和44年12月1日から45年4月1日までの期間、48年7月1日から同年10月1日までの期間及び50年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、44年12月から45年3月までは4万2,000円、48年7月から同年9月までは9万8,000円、50年1月から同年3月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和44年10月1日から同年12月1日までの期間、45年4月1日から48年7月1日までの期間、同年10月1日から50年1月1日までの期間及び同年4月1日から58年10月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

2 申立期間②について、申立人が所持する預金通帳の記載から、平成15年12月12日に、A社から申立人に対して賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②に係る賞与明細書を所持していないが、平成15年11月分及び同年12月分の給与明細書を所持しており、当該給与明細書において確認することのできる支給額累計及び社会保険料累計のそれぞれの差額から、申立期間②において、申立人に対して111万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの当該賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの期間及び平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月から61年3月まで
② 平成5年6月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間①当時、A県B市内の美容室に住み込みで働いていたが、20歳到達の昭和60年*月にB市C区役所において国民年金の加入手続きを行ったと思う。保険料については、毎月年配の女性徴収員が勤務先に集金に訪れ、雇い主、同僚と一緒に納付書に現金を添えて納付していた。

申立期間②については、前夫が転職した時期で国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への種別変更がうまくいかなくて、未納期間が生じたのかもしれないが、その後マンション購入のために「年金公庫」の住宅ローン融資の審査を受けた際に、前夫が未納分の保険料を納付したと言っていたことを覚えている。

このため、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「20歳になった昭和60年*月頃、B市C区役所において加入手続きを行ったと思う。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録により、昭和61年4月4日から同年4月7日の間に払い出されたことが推認でき、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「1号・任・3号A・3号B」と印刷されていることから、基礎年金制度が導入された同年4月以降に交付された年金

手帳であり、申立人が 20 歳到達時の 60 年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、B 市役所作成の国民年金被保険者名簿及び収納一覧表により、申立期間①直後の昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの保険料が納付されていることが確認できるものの、申立期間①の納付事実は確認できない上、申立人は、「遡って保険料納付した記憶は無い。」としていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、オンライン記録により、申立期間②当時は平成元年 12 月 4 日（平成 19 年 9 月 3 日に、「平成 2 年 1 月 16 日」に訂正）から引き続き国民年金第 3 号被保険者であったが、その後、申立人の夫が厚生年金保険に加入していない期間が判明したことに伴い、8 年 3 月 5 日に第 1 号被保険者期間へ記録訂正がなされたものであることが確認でき、この時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

3 申立期間①及び②について、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から60年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和61年1月頃転入したときにA市役所（現在は、B市役所C支所）において行った。その際に窓口の担当者から、「年金が強制加入期間になっていますので、遡って保険料を納付してください。」と言われたので、自身名義のD信用金庫E支店の普通預金口座から現金を引き出して保険料を納付した。

1回にまとめて納付したのは間違いなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和61年1月7日から同年1月20日までの間に払い出されたことが推認でき、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の60年4月から61年2月までの現年度保険料が同年2月24日にまとめて納付されたことが確認できるものの、この時点では、申立期間のうち58年11月及び同年12月の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、「D信用金庫E支店の普通預金口座から現金を引き出して、A市役所において、まとめて保険料を納付した。納付したのは、1回だけであった。」としているところ、申立人から提出された「流動性預金移動元帳兼残高一覧表」により、昭和61年2月21日に申立人の預金口座から15万円が引き出されていることが確認できるものの、A市役所

において過年度保険料を収納することはできない上、申立人は、「A市役所以外で納付した記憶は無く、納付書については覚えていない。」としていることから、申立期間の保険料が過年度納付されたとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

父は、私が20歳になった昭和52年*月頃に、A村役場（現在は、B市D区役所E出張所）において、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと言っている。

申立期間当時、私は父の経営する家業に従事していたが、父は、国民年金保険料が納付できないような経営状態ではなかったと話しており、事実、両親の保険料は納付されている。

私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びA村役場作成の国民年金被保険者名簿により、昭和52年*月*日を資格取得日として、54年5月頃に払い出されたものと推認でき、同名簿により、同年4月から同年9月までの保険料が同年10月24日に納付されたことが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、F農業協同組合の申立人の父名義の貯金元帳により、昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料に相当する金額が同年10月24日に国民年金保険料として引き出されていることが確認できるものの、申立期間の保険料相当額が引き出された事実は確認できない。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその父は、「社会保険事務所（当時）から納付書を希望してもらったことはない。保険料をF農業協同組合又は

A村役場内の金融機関において納付した。それ以外のところで保険料を納付した覚えはない。」としているが、申立人の父が主張する納付場所では国庫金を取り扱うことができないことから、過年度保険料を納付したとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から同年4月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

高校を卒業した頃、親から年金はとても大切なものだから、きちんと保険料を納付するように言われていた。また、保険料を1か月でも滞納すると、A村役場（現在は、B市役所C区総合事務所）の職員が自宅まで集金に来ていたので、納付期限までに同役場D支所（当時）に自分で納めに行っていた。

それにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和47年1月26日に払い出されたことが確認でき、申立人の特殊台帳及びA村役場作成の国民年金被保険者名簿により、同年1月1日（平成19年2月13日付けで、昭和47年1月1日から同年2月10日に取得日訂正）を資格取得日として国民年金の被保険者資格を新規取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付について、「保険料を1か月でも滞納すると、A村役場の職員が自宅まで集金に来ていたので、納付期限までに同役場D支所において納めていた。遡って納めた具体的な記憶は無い。」としていることから、申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付により納付されたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間当時、A病院（現在は、B病院）からの出張医師（身分はC病院の正職員）として、C病院（現在は、D病院）で勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院が保管する申立人に係る医員個人別履歴台帳及び退職証明書から、申立人が、申立期間において、C病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、2か月間だけの勤務という約束でC病院に勤務した。」と申し立てしているところ、D病院は、「短期（3か月程度等）就労が見込まれる場合は、厚生年金保険に非加入のケースがある。」旨回答している上、同病院の元事務長も、「勤務期間が1か月や2か月程度で、短期就労が見込まれる場合は、厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立期間前後において、C病院で厚生年金保険に加入していたことが確認できる職員の中には、A病院からの出張医師であった職員4人の氏名が確認できるが、当該4人の被保険者期間はいずれも3か月以上である上、申立期間当時、C病院において常勤医として勤務していた職員は、A病院からの出張医師であった職員として9人の氏名を挙げているところ、このうちの8人は、C病院における厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、その被保険者期間についてもいずれも3か月以上であることが確認できる。

さらに、上記の職員9人のうち残りの1人は、申立人と同様に、「私は、2か月間だけの勤務という約束でC病院に勤務した。」と証言しているところ、C病院における勤務期間において、同病院で厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、C病院は、A病院からの出張医師であった職員については、その勤務期間が3か月を超える場合は厚生年金保険に加入させていた一方で、当初から3か月を超えない勤務期間で就労した職員については、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、オンライン記録から、C病院において厚生年金保険に加入していたことが確認できる上記の職員についてはいずれも、同病院における雇用保険の加入記録が確認できるのに対し、申立人は、同病院で雇用保険に加入していたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 12 月 19 日まで
② 昭和 59 年 11 月 6 日から 61 年 9 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 30 年 4 月 23 日に A 事業所を退職したが、その翌月から B 事業所に勤務し、長女を出産した*年*月*日の前日まで、継続して当該事業所で製品製造の業務に従事した。

また、昭和 59 年 9 月 16 日から 61 年 9 月までの約 2 年間、C 社が経営する D 園という観光庭園で勤務した。

いずれの申立期間においても、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が氏名を挙げている元同僚の証言から、申立期間①当時、申立人が B 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 事業所は、昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記元同僚及び B 事業所の事業を継承した E 社の元代表社員は、「申立期間①当時、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人が、申立期間①当時、B 事業所で勤務していたと主張している申立人の元夫及び上記元同僚は、申立期間①にお

いて、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立期間②当時、C社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、同社が経営するD園で勤務していたとする元従業員及び当該元従業員がD園における業務責任者として氏名を挙げる別の元従業員は、「申立人がD園に勤務していたのは、1年未満のごく短期間であったと思う。」と証言している。

また、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人のC社における離職日は昭和59年11月5日であることが確認できるとともに、同社が保管する申立人に係る社員名簿において、「退職 59. 11. 5 59年11月6日喪失」の記載が確認できることから、申立期間②における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、C社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から、申立人が昭和59年11月6日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、同社は、「申立人が当社に在籍し、D園に係る業務に従事していたのは、昭和59年9月16日から同年11月5日までの期間であり、申立期間②において、申立人は当社に在籍していない。したがって、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除しておらず、申立期間②に係る厚生年金保険料の納付は行っていない。」と回答している。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。